

## 「新型コロナウイルス感染症」の出席停止期間について

★「発症した後5日を経過」し、かつ「症状が軽快した後1日を経過するまで」とは？

最短でも発症した後5日間は出席停止となります。それに加えて、症状が軽快した日によって、出席停止期間は延長することがあります。

★「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

「発症日（0日目）」は、受診した日ではなく、コロナ様症状（発熱や喉・のどの痛み等）が始まった日のことです。

新型コロナウイルス感染症出席停止期間早見表

		発症日	発症後							
			0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
例1	発症後 1日目に 症状が軽快した場合	発熱等 発症	症状軽快	軽快後 1日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校許可		
例2	発症後 2日目に 症状が軽快した場合	発熱等 発症	発熱等症 状態継続	症状軽快	軽快後 1日目	発症後 4日目	発症後 5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校許可		
例3	発症後 3日目に 症状が軽快した場合	発熱等 発症	発熱等 症状継続	発熱等 症状継続	症状軽快	軽快後 1日目	発症後 5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校許可		
例4	発症後 4日目に 症状が軽快した場合	発熱等 発症	発熱等 症状継続	発熱等 症状継続	発熱等 症状継続	症状軽快	軽快後 1日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校許可		
例5	発症後 5日目に 症状が軽快した場合	発熱等 発症	発熱等 症状継続	発熱等 症状継続	発熱等 症状継続	発熱等 症状継続	症状軽快	軽快後 1日目		登校許可